

# 参考資料

## (案)

### ○目次

I 児童人口等・・・・・・・・・・ 18	VI-I 社会的養護体制の確立・・・・ 29
1 千葉県の子童人口等の推移	1 基礎データ
2 将来人口の見通し	○要保護児童数等の推移
3 世帯数の推移と将来見通し	○児童福祉施設の入所者数及び入所率
II 児童相談件数の推移等・・・・ 19	○乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設の入所率（関東近県）
1 児童相談所における相談受付件数	○児童養護施設定員状況（関東近県）
2 児童虐待相談処理件数の推移	2 事業間比較・官と民の比較
3 千葉県及び近県の児童虐待に関する状況	VI-II 里親制度・・・・・・・・ 31
4 配偶者暴力支援センターの相談件数の推移	VI-III 児童福祉施設・・・・ 33
III 児童相談所の概要・・・・・・・・ 20	1 乳児院
IV 市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況・・・・・・・・ 25	2 母子生活支援施設
V 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の充実・・・・・・・・ 27	3 児童養護施設
1 小域福祉フォーラム・地域子育て会議	4 情緒障害児短期治療施設
2 地域子育て支援センター	5 児童自立支援施設
3 つどいの広場	VI-IV 自立援助ホーム・・・・ 37
4 子育て短期支援事業	VII 県立児童福祉施設・・・・ 38
5 児童家庭支援センター	1 乳児院「千葉県乳児院」
	2 児童養護施設「千葉県富浦学園」
	3 児童自立支援施設「千葉県生実学校」
	VIII 用語の説明・・・・・・・・ 39
	IX 委員名簿・・・・・・・・ 41
	X 検討経過・・・・・・・・ 42

# I 児童人口等

## 1 千葉県の子童人口等の推移

(単位人口:人)

年齢	平成13年(2001)		平成14年(2002)		平成15年(2003)		平成16年(2004)		平成17年(2005)		
0~4歳	277,721		277,644		278,280		276,108		273,468		
5~9歳	276,823		278,043		280,178		282,316		281,347		
10~14歳	292,809		287,039		281,916		277,932		279,456		
15~17歳	203,245		195,329		188,077		182,794		177,059		
児童人口計	1,050,598		1,038,055		1,028,451		1,019,150		1,011,330		
千葉県	千葉県	897,622	152,976	885,480	152,575	875,262	153,189	865,794	153,356	896,795	153,803
総人口	5,999,286		6,036,039		6,069,120		6,098,434		6,113,661		
千葉県	千葉県	5,111,403	887,883	5,140,203	895,836	5,163,914	905,206	5,185,714	912,720	5,081,765	917,521
児童人口比率	17.5%		17.2%		16.9%		16.7%		16.5%		
千葉県	千葉県	17.6%	17.2%	17.2%	17.0%	16.9%	16.9%	16.7%	16.8%	17.6%	16.7%
出生数	54,511		54,607		52,789		52,983				
合計特殊出生率	千葉県	1.24	1.24	1.20	1.22						
	全国	1.33	1.32	1.29	1.29						

(注)①人口は千葉県年齢別・町丁別人口調査結果より 各年4月1日現在  
②出生数及び合計特殊出生率は県人口動態統計

## 2 将来人口の見通し

(単位人口:千人)

区分	人口						年平均人口増加率			
	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H42年	2000-	2010-	2020-	
	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	2005年	2015年	2025年	
総人口	千葉県	6,036	6,093	6,095	6,037	5,923	5,764	0.37%	0.01%	-0.38%
	全国	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	117,580	0.12%	-0.19%	-0.38%
年少人口 (0-14歳)	千葉県	821	804	762	706	652	605			
	全国	13.6%	13.2%	12.5%	11.7%	11.0%	10.5%			
生産年齢 人口 (15-64歳)	千葉県	4,159	3,991	3,761	3,634	3,542	3,401			
	全国	68.9%	65.5%	61.7%	60.2%	59.8%	59.0%			
老年人口 (65歳以上)	千葉県	84,543	81,710	77,275	74,464	72,318	69,607			
	全国	66.2%	64.1%	61.2%	60.0%	59.7%	59.2%			
老年人口 (65歳以上)	千葉県	1,050	1,298	1,566	1,702	1,730	1,752			
	全国	17.4%	21.3%	25.7%	28.2%	29.2%	30.4%			
	全国	25,414	28,681	32,829	34,502	34,766	34,804			
	全国	19.9%	22.5%	26.0%	27.8%	28.7%	29.6%			

(注)人口欄の下限は、総人口に占める割合を表す。  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」H14.1、「都道府県の将来推計人口」H14.3。

## 3 世帯数の推移と将来見通し

(単位人口:人)

区分	世帯数の推移						世帯人員の将来推計				
	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	
	(1980年)	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	
世帯数	千葉県	1,400	1,568	1,797	2,009	2,164	2,324				
	全国	36,015	38,133	41,036	44,108	47,063	49,529				
1世帯 当たり 人員	千葉県	3.30	3.25	3.05	2.86	2.70	2.61				
	全国	3.25	3.17	3.01	2.85	2.70	2.58	2.49	2.45	2.41	2.37

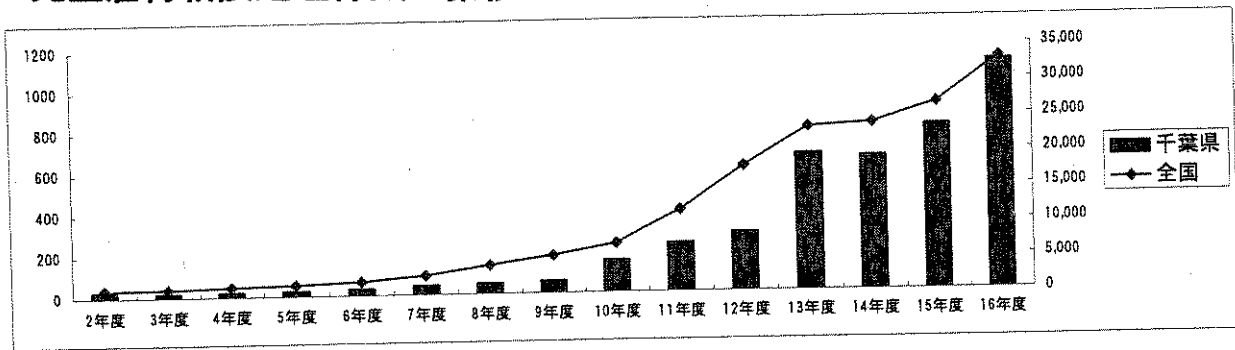
(注)世帯数の推移 総務省統計局「国勢調査」、世帯人員の将来推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(H15.10)

## II 児童相談件数の推移等

### 1 児童相談所における相談受付件数（相談種別・受付年度別）

区分	合計	養護相談		保健	心身障害相談						非行		育成相談			その他		
		虐待	その他		肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉症	く	触法	性行	不登校	適正		しつけ	
14年度	件数	18,675	662	576	94	902	23	109	1,053	12,021	247	174	182	1,207	250	145	229	801
	割合	100.0%	3.5%	3.1%	0.5%	4.8%	0.1%	0.6%	5.6%	64.4%	1.3%	0.9%	1.0%	6.5%	1.3%	0.8%	1.2%	4.3%
15年度	件数	11,091	825	824	66	491	29	130	182	4,574	89	237	223	1,190	259	187	271	1,314
	割合	100.0%	7.4%	8.3%	0.6%	4.4%	0.3%	1.2%	1.6%	42.1%	0.8%	2.1%	2.0%	10.7%	2.3%	1.7%	2.4%	11.8%
	増減	▲7,584	▲163	▲348	▲28	▲411	▲6	▲21	▲871	▲7,347	▲158	▲63	▲41	▲17	▲9	▲42	▲42	▲513
16年度	件数	12,568	1,120	704	145	481	22	115	116	4,462	142	285	224	1,911	276	137	383	2,044
	割合	100.0%	8.9%	5.6%	1.2%	3.8%	0.2%	0.9%	0.9%	35.5%	1.1%	2.3%	1.8%	15.2%	2.2%	1.1%	3.0%	16.3%
	増減	▲1,477	▲295	▲220	▲80	▲10	▲7	▲15	▲55	▲212	▲53	▲48	▲1	▲721	▲17	▲50	▲112	▲730

### 2 児童虐待相談処理件数の推移



	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
千葉県	29	20	22	26	31	44	53	60	157	237	286	669	654	804	1117
対前年比	1	68.9	110	118	119	141.9	120.5	113.2	261.2	151	120.7	233.9	97.8	122.9	138.9
伸び率		-31.1	10	18	19	41.9	20.5	13.2	161.2	51	20.7	133.9	-2.2	22.9	38.9
対H2比	1	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.8	2.1	5.4	8.2	9.9	23.1	22.6	27.7	38.5
全国	1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573	32,979
対前年比	1	106.4	117.2	117.4	121.7	138.8	150.7	130.5	129.5	167.8	152.4	131.3	100.1	111.9	124.1
伸び率	1	6.4	17.2	17.4	21.7	38.8	50.7	30.5	29.5	67.8	52.4	31.3	0.1	11.9	24.1
対H2比	1	1.1	1.2	1.5	1.8	2.5	3.7	4.9	6.3	10.6	16.1	21.1	21.6	24.1	30.0

平成16年度の相談処理件数と、年少人口を基に、全国並とした千葉県の虐待相談件数は、1291件となる。

※人口は、全国及び千葉県については平成16年10月1日現在推計人口（人口推計年報）、千葉県については平成16年9月末町丁目人口（登録人口）を使用。

### 3 千葉県及び近県の児童虐待に関する状況

	千葉県	埼玉県	神奈川県
児童虐待相談処理件数	1,117	1,913	1,482
児童人口(18歳未満人口)	911,083	967,198	518,515
児童千人当たりの相談件数	1.2	2.0	2.9
児童福祉司数	65	99	52
児童心理司数	29	26	21
一時保護所職員数(定員)	51(90)	59(100)	34(65)

※各県のデータは、政令指定都市を除いたもの  
人口は、各県の町丁目人口調査を利用  
(千葉県は平成17年4月1日現在、埼玉県、神奈川県は平成17年1月1日現在)

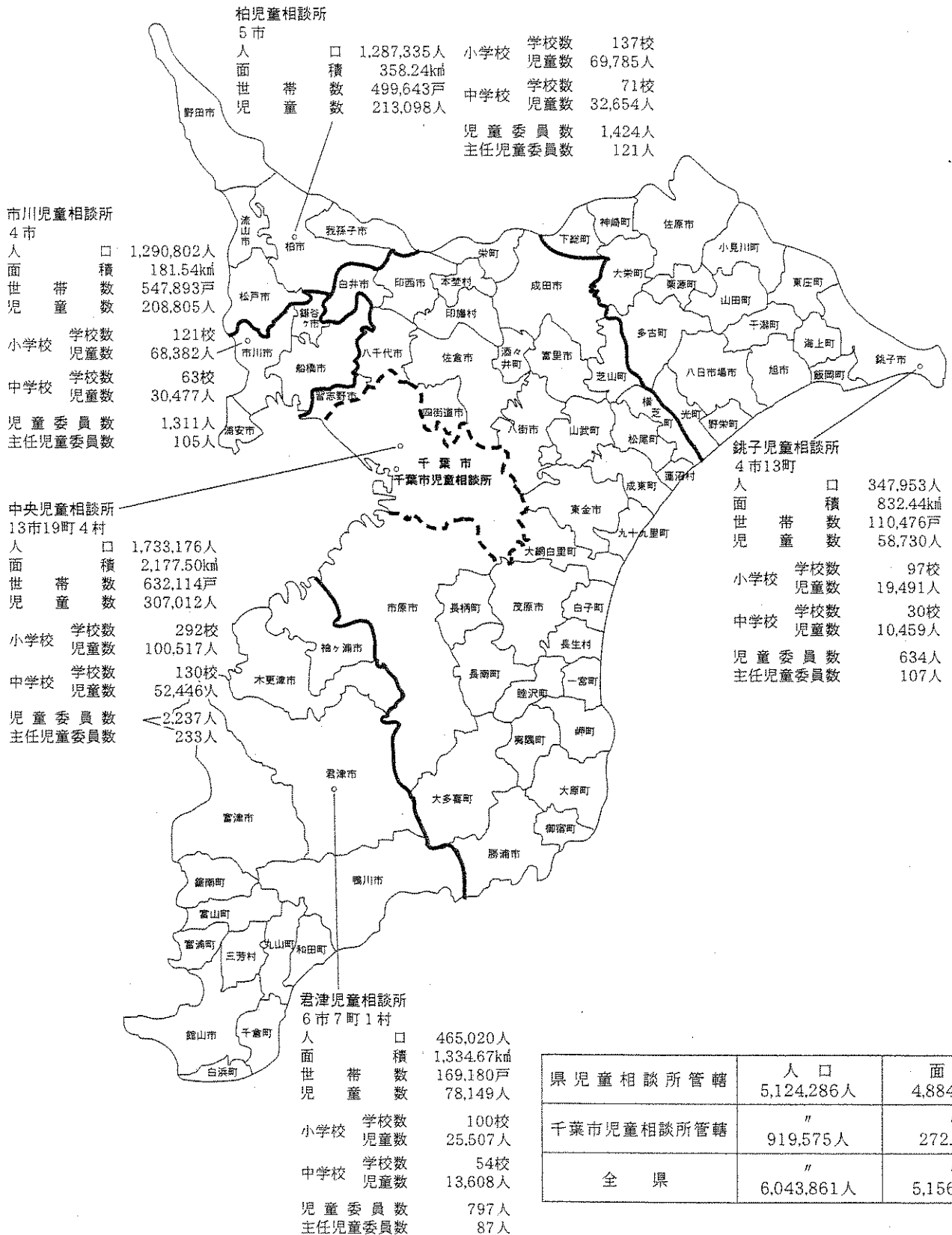
### 4 配偶者暴力支援センターの相談件数の推移

区分	総数	うちDV	
		件数	前年比
14年度	14,272	2,810	
15年度	17,456	2,776	▲34
16年度	19,736	3,917	1,141
17年度	21,138	4,511	594

【この地図は、別途市町村名等の修正をします。】

### III 児童相談所の概要

#### 1 児童相談所の配置状況



注：1. 人口と世帯数は、「千葉県毎月常住人口調査月報」による平成17年4月1日現在数である。  
 2. 児童数は、「千葉県年齢別・町字別人口 平成16年度」…(平成16年8月発行)による平成16年4月1日現在数である。  
 3. 面積と小中学校数・児童数は、「平成16年 千葉県統計年鑑」…(平成17年5月発行)による数値で、面積は、平成15年10月1日現在、学校数・児童数は、平成16年5月1日現在数である。  
 4. 児童委員数及び主任児童委員数は、定数である。

## 2 設置目的

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関である。

そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。

また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行う。

※改正児童福祉法により、児童相談に応じることを市町村の業務とし、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化した。(平成17年4月1日施行)

## 3 設置主体

### 都道府県・指定都市の義務設置

(根拠) 児童福祉法第12条 都道府県は児童相談所を設置しなければならない。

※同法第59条の4の大都市等の特例により、指定都市も設置義務がある。

※指定都市に加え、政令で定める市に児童相談所を設置可能に(平成18年4月1日施行)

## 4 各課の仕事

児童相談所は、児童福祉法第12条により設置され、すべての児童が心身ともに健やかに育てられるという主旨のもと、18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる相談に応じている。

問題の解決にあたっては、必要により調査・面接・一時保護等の方法を用いて、種々の診断(医学的・心理学的・社会学的等々)を行い、児童や保護者にとって最も適する援助がなされるよう努めている。

### ① 庶務課

- ・庶務会計に関すること
- ・施設措置等の措置費負担金徴収事務
- ・一時保護児童の所持物の保管及び遺留物の処分

### ② 相談調査課

#### ○児童相談員による

- ・児童に係る相談の受付
- ・児童の施設措置、里親委託に関すること
- ・児童の強制的措置を要する事件の家庭裁判所送致に関すること

#### ○児童福祉司による

- ・児童の保護と福祉増進のための援助
- ・問題解決のため、児童やその家庭等について調査を行い必要な援助や指導を行う
- ・担当地域内の関係機関の連携協力に関すること
- ・児童措置費の徴収に係る負担金の額の認定事務

注：中央児童相談所は、相談措置課(児童相談員)と調査課(児童福祉司)の二課に分かれている。

### ③ 診断指導課

#### ○心理判定員による

- ・児童及びその保護者等に対して、面接や心理検査、観察等による心理診断を行い、継続指導が必要な場合はカウンセリング等の心理学的援助を行い
- また、必要に応じて医師や言語治療士等による診断や治療を行う

### ④ 一時保護課

#### ○保育士や児童指導員による

- ・迷子や被虐待児童の緊急一時保護及び行動診断のための行動観察、生活リズムの乱れた児童等の一時保護指導
- ・学習指導や生活指導

## 5 職 員

児童相談所に置くべき職種は、所長のほか児童福祉司、心理判定員等が中心

## 6 その他 参考データ

### (1) 児童相談所における児童相談・児童虐待相談受付件数の推移

(単位：件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
児童相談件数	14,001	15,711	18,675	11,091	12,568
うち虐待件数	489	806	662	825	1,120

### (2) 一時保護所の定員の推移

(単位：人)

	15年度	16年度	17年度
中央児童相談所	15	15	25
東上総支所 (H17.4.1~)	—	—	0
市川児童相談所	15	20	20
柏児童相談所	15	15	25
銚子児童相談所	15	15	15
君津児童相談所	15	15	15
合 計	75	80	100

中央 (H17.8~ )

市川 (H16.12~)

柏 (H18.3~ )

### (3) 年度別児童福祉司の配置人数の推移

(単位：人)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央児童相談所	10	11	14	16	17	19	21	24
市川児童相談所	9	9	10	13	13	15	16	17
柏 児童相談所	7	7	10	14	13	16	17	18
銚子児童相談所	3	4	4	4	4	4	4	4
君津児童相談所	4	4	4	5	5	5	7	7
合 計	33	35	42	52	52	59	65	70

### (4) 年度別児童心理司の配置人数の推移

(単位：人)

	16年度	17年度	18年度
中央児童相談所	7	8	9
市川児童相談所	7	7	7
柏 児童相談所	7	7	8
銚子児童相談所	3	3	3
君津児童相談所	4	4	4
合 計	28	29	31

(5) 児童福祉司及び児童心理司の配置割合

(単位：人)

	人口(17.10.1現在) A	区域担当児童福祉司数 B	区域担当児童福祉司の管轄人口(A/B)	児童心理司数 C	児童福祉司と児童心理司の比率(B/D)
千葉県	5,131,806	70	73,312	31	2.26
全国	127,756,815	1,989	64,232	873	2.28

※人口以外のデータについて、千葉県データは18年4月1日現在、全国データは、17年5月1日現在。

(6) 児童福祉司の配置基準

児童福祉法の改正により、配置基準が10～13万人に1人から、5～8万人に1人に改正された。(児童福祉法第13条第1項、同法施行令第2条)

5～8万人に1人の場合 児童福祉司数(千葉県) 63人～101人

(7) 各児童相談所の状況

	相談件数				人口関係			児童数関係			
	合計	養護	虐待	知障	利用率 (人口/相談件数)	人口1万人当たり 相談件数	割合 (相談/人口) ×100	利用率 (児童数/相談件数)	児童数1万人当たり 相談件数	割合 (相談/人口) ×100	
中央 (東上総)	4,778	241	347	1,402	362.74	28	0.28%	64.26	156	1.56%	
市川	2,653	108	317	1,151	486.54	21	0.21%	78.71	127	1.27%	
柏	2,793	149	322	1,116	460.91	22	0.22%	76.30	131	1.31%	
銚子	1,006	126	54	337	345.88	29	0.29%	58.38	171	1.71%	
君津	1,338	80	80	456	347.55	29	0.29%	58.41	171	1.71%	
合計	12,568	704	1,120	4,462	407.72	25	0.25%	68.89	145	1.45%	
平均	2,514	141	224	892	407.66	25	0.25%	68.88	145	1.45%	

(注)平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。

	人口 (人)	児童数		面積 (km <sup>2</sup> )	一時保護状況(人・日)					児童福祉司(人・km <sup>2</sup> )			心理判定員(人・km <sup>2</sup> )				
		(人)	割合(%)		定員	実人員	延人員	1日平均 保護人数	1人当たり 平均 保護日数	異状保護 日数	員数	1人当たり 平均人口	1人当たり 平均児童数	1人当たり 平均面積	員数	1人当たり 平均人口	1人当たり 平均児童数
中央 (東上総)	1,733,176 (453,415)	307,012	17.7	2,177.50 (1,128.00)	25	168	6,054	16.6	36.0	149	21	82,532	14,820	103.7	8	216,647	38,377
市川	1,290,802	208,805	16.2	181.54	20	134	4,716	12.9	35.2	224	16	80,675	13,050	11.3	7	184,400	29,829
柏	1,287,335	213,098	16.6	358.24	15	171	4,867	13.3	13.3	230	17	75,726	12,535	21.1	7	183,905	30,443
銚子	347,953	58,730	16.9	832.44	15	77	3,405	9.3	44.2	207	4	86,988	14,683	208.1	3	115,984	19,577
君津	465,020	78,149	16.8	1,334.67	15	115	3,775	10.3	32.8	157	7	66,431	11,164	190.7	4	116,255	19,537
合計	5,124,286	865,794	16.9	4,884.53	90	665	22,817	62.2	34.3		65	78,835	13,320	75.1	29	176,700	29,855
平均	1,024,857	173,159	16.9	976.91	18	133	4,563	12.5	34.3	193	13	78,835	13,320	75.1	5.8	176,700	29,855

(注)平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。ただし、東上総支所の数値は中央児童相談所の内数  
一時保護定員はH17.11.1現在。児童福祉司数及び心理判定員数はH17.6.1現在

(8) 児童相談所の状況(関東近県の状況)

	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人) 17.10.1 国勢調査(概数)	児童相 談所数	一時保護所関係				区域担当 児童福祉司数 (人)		区域担当 児童福祉司の 管轄人口 (人)	児童心理司数 (人)		児童福祉司と児 童心理司の比率 (児童心理司を 1人とした場合)
				施設数	定員 (人)	保護所の民間 委託の有無	委託一時 保護件数	17.5.1現在	増減数		17.5.1現在		
千葉県	4,884.53	5,131,806	5	5	90	無	39	65	(6)	78,951	29	2.24	
茨城県	5,893.19	2,975,023	3	1	30	無	61	38	(7)	78,290	17	2.24	
栃木県	6,408.28	2,016,452	3	1	18	無	163	35	(10)	57,613	20	1.75	
群馬県	6,363.16	2,024,044	3	1	21	無	52	31	(3)	65,292	12	2.58	
埼玉県	3,579.85	5,877,420	6	3	100	無	229	99	(▲2)	59,368	26	3.81	
東京都	2,187.09	12,570,904	11	6	136	無	162	150	(8)	83,806	47	3.19	
神奈川県	1,835.77	3,884,758	5	3	65	無	152	52	(6)	74,707	21	2.48	
静岡県	6,405.77	3,091,578	4	2	35	無	251	43	(▲8)	71,897	17	2.53	
全国		127,756,815	187	22	495		1,109	1,989	(176)	64,232	873	2.28	

(注) 数値は、平成18年3月3日に開催された「全国児童福祉主管課長会議資料」から抜粋  
面積は、都道府県が発行した平成16年度児童相談所業務概要から抜粋、ただし、群馬県、東京都、神奈川県、静岡県は平成16年4月1日の国土交通省  
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。  
児童相談所数は、平成17年4月1日現在(厚生労働省)  
一時保護所関係(委託一時保護件数を除く)は平成18年3月1日現在(聞き取り結果)  
一時保護所関係(委託一時保護件数に限る。)は、平成16年度中の委託件数。(福祉行政報告例)

	千葉県	埼玉県	茨城県	栃木県	東京都	神奈川県	静岡県
児童相談所数	5	6	3	3	11	5	4
児童福祉司数	65	99	38	35	150	52	43
一ヶ所当たりの児童福祉司 配置人数	13.0	16.5	12.7	11.7	13.6	10.4	10.8
一時保護所数	5	3	1	1	6	3	2
一時保護所定員	90	100	30	18	136	65	35
一人当たり平均保護日数	35.1	42.0	12.5	21.8	29.9	36.0	-
人口(人)	5,124,286	5,929,748	2,981,547	2,010,844	12,059,237	3,869,908	3,060,914
児童人口(人)	865,794	1,011,029	527,087	358,169	1,735,683	647,511	573,251
面積(km <sup>2</sup> )	4,884.53	3,579.85	5,893.19	6,408.28	2,187.09	1,835.77	6,405.77
人口における児童人口比(%)	16.9	17.1	17.7	17.8	14.4	16.7	18.7
児童福祉司一人当たりの 管轄人口(人口)	78835.2	59896.4	78461.8	57452.7	80394.9	74421.3	71184.0
児童福祉司一人当たりの 管轄人口(児童人口)	13319.9	10212.4	13870.7	10233.4	11571.2	12452.1	13331.4
児童福祉司一人当たりの 管轄面積(km <sup>2</sup> )	75.1	36.2	155.1	183.1	14.6	35.3	149.0
人口10万人当たりの 児童福祉司配置人数	1.27	1.67	1.28	1.74	1.24	1.34	1.40

(注) 各都道府県が発行した平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。ただし、東京都・静岡県の人口及び静岡県の児童人口  
はH17.9福島県調査結果から、また東京都及び神奈川県の面積については、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。  
一人当たり平均保護日数については、H17.12.16現在/千葉県調査から作成。